

京都市人権文化推進計画（追補版）について

1 追補版概要

(1) 追補版の位置付け

人権文化推進計画(以下「現行計画」という。)の終期を、令和9年度末まで3年延長することに伴い、現行計画を延長した令和7年度から9年度までの3年間に
おいて、現行計画改定(令和2年3月)以降の人権をめぐる状況を踏まえて施策
を推進することが必要であることから、人権文化推進計画(追補版)を策定し、現
行計画を補完して取組を進めるもの

(2) 追補版の計画期間

令和7(2025)年度から令和9(2027)年度まで

(参考) 現行計画：平成27(2015)年度から令和6(2024)年度まで

※中間の令和2年3月に改訂を行っている。

2 追補版の全体的な考え方(案)

- (1) 現行計画とは別に、追補版を策定し、現行計画と併せて取組を進める。
- (2) 追補版は、現行計画を補完するため、施策の追加・更新を行うものであるため、
現行計画で既に実施した施策の削除や、取組名称等の時点修正は行わず、次
期改定の際に反映させることとする。
- (3) 追補版では、現行計画の第1章に掲げる計画目標や基本方針は変更せず、
第2章に掲げる各重要課題について、課題の現状分析を行い、次の(ア)及び
(イ)に基づき、新たな施策を追加する。
(ア) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、こども基本法、改正
障害者差別解消法等の法律の施行を反映
(イ) その他の人権課題について、現状や課題に見合った内容に改訂
- (4) 現行計画の重要課題に加え、現代社会では、多くの人権課題が複合的に
関わる問題もあり、これらの課題は、それぞれの課題が重なり合って更に
困難な状況に置かれることが多く、きめ細かく丁寧な取組を進める必要が
あるため、新たに、重要課題『その他複数課題に関連する課題(自殺対策、
孤独・孤立対策)』を新設する。
- (5) 追補版には、参考資料として、「現行計画に基づくこれまでの取組の成果」
及び「国の法律の施行状況」を添付する。

3 各重要課題の主な改訂内容(案)

※施策の区分について

- 【新規】…現行計画に関連の記載がなく、現行計画改定(令和2年3月)から現
在までに始めた施策又は今後新たに取組む予定がある施策
- 【充実】…現行計画に関連の記載があり、内容を充実する施策
- 【更新】…現行計画に関連の記載があり、取組の現状に合わせて記載を見直
す施策

【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ コロナ禍により、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している状況が顕在化し、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性の福祉の増進といった視点から女性支援のさらなる強化が求められている。
- ・ 東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、防災・復興に関する様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じている。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、防災・復興を円滑に進めていくためには、平常時からの男女共同参画社会の実現に向けた取組が重要である。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 困難な問題を抱える女性の支援の実施【新規】
- ・ 府市協調によるDV加害者対策【更新】
- ・ 男女共同参画の視点に立った災害対応の啓発【更新】

【子どもを共に育む社会づくり】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気づき、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・多機関協働による連携支援の推進が求められている。
- ・ 子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送等の地域の自主的な取組は、新たな地域コミュニティの場を形成し、子どもや子育て家庭を見守る地域資源として、ますます大切な役割が期待されており、これらの運営団体が、その取組を継続して実施できるよう、支援することが重要である。
- ・ 令和5年4月に施行された「こども基本法」を踏まえ、施策に対する子ども及び若者からの意見の反映など、全ての子どもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す取組を進める必要がある。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ ヤングケアラーへの支援【新規】
- ・ 子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援の充実【充実】
- ・ 施策に対して子ども及び若者からの意見を反映する仕組み等の構築【新規】

【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の基盤づくりに取り組む必要がある。

- ・ 高齢化の進展に伴う、成年後見制度を必要とする市民の増加が見込まれる中で、令和4年3月に策定された「第2期成年後見制度利用促進基本計画」（厚生労働省）や令和6年3月に策定予定の「第9期京都市民長寿すこやかプラン」と一体的に策定する「第2期京都市成年後見制度利用促進計画」を踏まえ、担い手育成や個々の課題に合わせた意思決定支援の取組が求められる。
- ・ 現役世代人口が急激に減少し介護の担い手不足が見込まれる令和22（2040）年に向け、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要がある。
- ・ デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加するとともに、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがある。
- ・ 災害発生時に、スムーズな避難支援等を行うためには、日頃から、避難行動要支援者に関する情報をお住まいの地域で共有し、見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進めることが重要である。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 認知症関連施策については、現行の施策を推進
- ・ 国の制度見直し等を踏まえた、成年後見制度の更なる利用促進成【充実】
- ・ 介護の担い手の裾野拡大等の取組による介護サービスの持続可能性の確保【充実】
- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止し、誰もがその恩恵を享受できるための取組の実施【更新】
- ・ 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で見守り、支援するためのネットワークづくりの推進【充実】

【障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する必要がある。
- ・ 民間事業者の合理的配慮を義務付ける「改正障害者差別解消法」が令和6年4月から施行され、相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められている。
- ・ 常時介護を要する方へのヘルパー派遣や外出支援等を行う重度訪問介護等の障害福祉サービスについては、経済活動（就労）中の支援が認められておらず、就労支援の一環として、通勤や働く際に必要となる介助等の支援の在り方が重要な課題となっている。
- ・ デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加するとともに、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に

陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがある。【再掲】

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通については、現行計画の施策を推進
- ・ 相談者にとっての身近な相談窓口として、これまで京都府で受付けていた本市事務事業に関すること以外の相談についても本市障害保健福祉推進室で受付ける等、体制の整備【新規】
- ・ 重度障害のある人等の通勤や職場等における介助等の就労支援の推進【新規】
- ・ 消費者被害予防の啓発、被害に遭った方を適切に相談窓口等につなぐためのネットワークづくりの推進【再掲】
- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止し、誰もがその恩恵を享受できるための取組の実施【再掲】

【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、人権に関わる様々な問題が発生し社会問題となっている。このような社会状況を受け、国においても侮辱罪の法定刑引き上げ(令和4年7月施行)や「プロバイダ責任制限法」の一部改正(令和4年10月施行)を行う等、インターネット上の人権侵害に関して適切に対処していくことが求められている。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ インターネット上の人権侵害に対する法的な課題を踏まえた有効な方策の検討【更新】

【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 本市においては、中長期的な外国籍市民の増加が想定されており、言語・文化・生活習慣の違いや受入側の意識に起因するさまざまな課題がある中、多様性を誰もが認め合いながら協働するまちづくりに取り組む必要がある。
- ・ 留学生をはじめ、本市で暮らす外国籍市民がいきいきと暮らしていくためには、安心・快適に生活できる環境が整うだけでなく、市内で就労することをはじめ、さまざまな場面で活躍できる環境の整備が重要である。
- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、人権に関わる様々な問題が発生し社会問題となっている。このような社会状況を受け、国においても侮辱罪の法定刑引き上げ(令和4年7月施行)や「プロバイダ責任制限法」の一部改正(令和4年10月施行)を行う等、インター

ネット上の人権問題に関して適切に対処していくことが求められている。【再掲】

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 増加が予想される外国籍市民への取組については、現行計画の施策を推進
- ・ 留学生等の京都での就職支援や、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能等の外国人、留学生が安心して活動し暮らせるよう産学公の関係機関との連携による取組の推進【充実】
- ・ インターネット上の人権侵害に対する法的な課題を踏まえた有効な方策の検討【再掲】

【安心して働き続けられる職場づくり】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 令和2年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」、令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が国において策定されるなど、ビジネスと人権に関する機運が高まっているほか、「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されることへの対応が、企業にとって必要となった。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 企業を対象とした人権に関する啓発講座等を通じて、「ビジネスと人権」の考え方に通じる人権尊重を基盤とする企業活動の推進【充実】

【感染症患者等の人権尊重】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ コロナ禍において、感染された方、医療や介護に携わる方、更にはその家族や関係者に対する偏見や誹謗中傷、また、社会機能を維持する業務に従事する方への心ない言動などが発生し、問題となった。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 感染症患者等が差別的取り扱いを受けることがないように、感染症について正しく理解するための啓発活動の推進【更新】
- ・ 様々な感染症の疾病概念、感染経路及び予防方法を児童・生徒に正しく理解させる指導の強化【更新】

【犯罪被害者等の人権尊重】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 本市では、平成23年に施行した「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき取組を進めているが、令和5年4月に施行された「京都府犯罪被害者等支援条例」も踏まえ、京都府と連携しながら、犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、犯罪被害からの回復や生活の再建を図るとともに、社会全体で犯罪被害に遭われた方々を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、取組を進める必要がある。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 京都府などの関係機関との更なる連携の強化、社会情勢の変化等に伴う犯罪被害者等のニーズに沿った支援策の推進【更新】

【刑を終えて更生を目指す人】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 本市では、令和3年3月に策定した「京都市再犯防止推進計画」に基づき、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を目指し、国や民間団体等と連携しながら再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 令和3年3月に策定した「京都市再犯防止推進計画」を踏まえ、就労・住居の確保に向けた支援や、保健医療・福祉サービスの利用促進等の取組を推進【更新】

【ホームレスの人権尊重と自立支援】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 孤立・孤独の問題やDV被害などを契機に、ホームレスの方等の生活に困窮された方が抱える課題が多様化・複雑化している。
- ・ 本市の支援施策がホームレスの方の間に広く認知される一方で、ネットカフェ等の終夜営業店舗といった路上以外の不安定な居住環境で生活する方が一定数存在しており、収入を得る機会が減少した場合に、直ちに課題が深刻化する可能性が高い状態にある。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 令和4年3月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施指針」を踏まえ、ホームレス支援機関だけでなく、各分野の支援機関が総合的に支援を実施することにより、より適切な支援を実施できるよう連携強化【充実】

【高度情報化社会における人権尊重】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加するとともに、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがある。【再掲】
- ・ AI関連技術は日々発展をみせ、AIの利用機会と様々な可能性は拡大の一途をたどる中、特に生成AIに関して、偽情報、誤情報の生成・発信等、これまでになかったような新たな社会的リスクが生じており、AIがもたらす社会的リスクの多様化・増大が進んでいる。
- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、人権に関わる様々な問題が発生し社会問題となっている。このような社会状況を受け、国

においても侮辱罪の法定刑引き上げ（令和４年７月施行）や「プロバイダ責任制限法」の一部改正（令和４年１０月施行）を行う等、インターネット上の人権問題に関して適切に対処していくことが求められている。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止し、誰もがその恩恵を享受できるための取組の実施【再掲】
- ・ 生成ＡＩ等、高度情報化技術の進展に伴う人権課題については、令和６年３月以降に総務省及び経済産業省から公表される「ＡＩ事業者ガイドライン案」等を踏まえて、取組を検討する。
- ・ インターネット上の人権侵害に対する法的な課題を踏まえた有効な方策の検討【更新】

【ＬＧＢＴ等の性的少数者の人権尊重】

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 全国においてＬＧＢＴ等の性的少数者に対する理解と社会参加に向けての様々な取組が広がっている。誰もが、多様な性の在り方を尊重され、自分らしくいきいきと暮らす共生社会を実現するためには、「アライ※」の存在は、ＬＧＢＴ当事者の心理的安全性を高めるなど重要である一方、「当事者が身近にいない」「自分に何ができるかわからない」との理由で行動に移せない方が一定数いる。

※ＬＧＢＴについて理解し、支援する又は支援しようとする人

- ・ 京都市パートナーシップ宣誓制度については、自治体独自の制度であるため、転居の度に再度宣誓し直す必要があり、宣誓者に負担が生じている。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 当事者団体や企業等と連携し、「アライ」の輪を広げ、市民ぐるみで、多様な性の在り方が尊重される共生社会の実現に向けた取組の推進【新規】
- ・ 京都市パートナーシップ宣誓制度の都市間連携拡大【充実】

【様々な課題】

- (1) アイヌの人々
- (2) 婚外子
- (3) 北朝鮮当局による拉致被害者問題等
- (4) 東日本大震災等に起因する人権問題

→ 現行計画の施策を推進

※婚外子については、法律の改正を受け、項目の削除など記載を見直す必要があるが、追補版は現行計画の補完を目的としているため、次期改定時に修正を行うこととする。

【その他複数課題に関連する課題（自殺対策、孤独・孤立対策）】＜新設＞

○ 自殺対策

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 本市の自殺者数はピーク時から減少傾向にあるが、この間のコロナ禍での自殺者数の増加など、今なお市民の尊い「いのち」が自殺で失われる事態は続いている。また、全国的に、小中高生の自殺者数については、近年、増加傾向が続いている。更なる自殺者数及び自殺死亡率の低下、ひいては誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が求められる。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり
- ・ 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり
- ・ 自死遺族等への支援
- ・ ライフステージに合わせた支援
- ・ 学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたところ安らぐまちづくり

○ 孤独・孤立対策

(1) 追加施策に関わる社会情勢について

- ・ 社会環境が変化する中であって、これまで個人や家族を支えてきた地縁・血縁といった人と人とのつながりは希薄化の一途をたどってきた。さらに長引くコロナ禍や物価高騰などの影響で、孤独・孤立に起因する様々な社会問題がより深刻となっている。国においても、「孤独・孤立対策推進法」が成立するなど、孤独・孤立の問題への対応を本格化させている。本市においても、孤独・孤立の問題を、現代社会における深刻な課題の一つとして捉えており、孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、丁寧できめ細やかな取組を進める必要がある。

(2) 主な追加施策の方向性（案）

- ・ 多様な関係機関等の連携
- ・ 適切な支援制度や窓口の案内